○四国地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月八日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	南国市伊達野字馬瀬六八四番二地先から同市稲生字坂ノ松山三八一〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月八日

○九州地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月八日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
雲仙市千々石町丙字太田二一七七番一五から同市千々石町丙字太田二一七七番四まで	前	一一・六六～一三・九八メートル　〇・〇四四キロメートル
	後	一二・九八～一五・七七　〇・〇四四

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

二月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

尖閣諸島国有化当時の外務省の認識に関する質問主意書（初鹿明博提出）

生活保護に関する集団訴訟の担当裁判官に関する質問主意書（初鹿明博提出）

「持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ」の国内実施に関する質問主意書（長妻昭提出）

参議院

質問主意書提出

二月四日議員から次の質問主意書が提出された。

軽減税率制度における対象品目の線引きに関する質問主意書（吉川沙織提出）（第三四号）

日本銀行によるマイナス金利導入と国会答弁との関係に関する質問主意書（大久保勉提出）（第三五号）

石垣島への自衛隊配備の問題に関する再質問主意書（糸数慶子提出）（第三六号）

日朝ストックホルム合意文書に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第三七号）

人事異動

最高裁判所

福井地方裁判所判事兼福井家庭裁判所判事・敦賀簡易裁判所判事　永井　健一

敦賀簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（一月二十一日）

倉敷簡易裁判所判事兼笠岡簡易裁判所判事　前田　貢

笠岡簡易裁判所判事の兼補を免ずる（一月二十八日）

神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事・姫路簡易裁判所判事　小西　義博

山口地方裁判所判事に補する

山口地方裁判所長を命ずる

兼ねて山口家庭裁判所判事に補する

山口家庭裁判所長を命ずる

山口簡易裁判所判事に補する

山口簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　徳岡由美子

神戸地方裁判所判事に補する

神戸地方裁判所姫路支部勤務を命ずる

神戸地方裁判所姫路支部長を命ずる

兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する

神戸家庭裁判所姫路支部勤務を命ずる

神戸家庭裁判所姫路支部長を命ずる

姫路簡易裁判所判事に補する

姫路簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

京都地方裁判所判事・京都簡易裁判所判事　比嘉　一美

大阪地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事に補する

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　久保田浩史

京都地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

京都簡易裁判所判事に補する（以上一月三十一日）

東京簡易裁判所判事　大平　安則

酒田簡易裁判所判事に補する

兼ねて鶴岡簡易裁判所判事に補する

司法研修所教官の事務補助の委嘱を解く（各通）

司法研修所教官の事務補助を委嘱する（各通）（以上二月一日）

松原　香織　齋　雄一郎

飯塚　順子

碇　由利絵

○定年退官

高等裁判所長官松本芳希は一月二十五日限り定年退官

判事宇田川基は一月三十日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年2月8日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	宮古市田老字田中31番から同市田老字荒谷127番3までの下り線

公告

諸事項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第1項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

長崎地方検察庁大村支部検察官

平成27年検第100104・100105号窃盗被告事件（平成27年領第72号）　1. ゴルフクラブ26本。2. ドライバーヘッド2個。3. ゴルフナビアンドレコーダ1個。4. クラブヘッドカバー1個。5. ゴルフクラブ用工具1個

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成26年検第14565・14566号詐欺被疑事件（平成27年領第4919号）　1. 現金319,645円